

I. はじめに

2014年6月に会社法の改正法が成立し、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社（従来の委員会設置会社）に次ぐ株式会社の第三の機関設計として「監査等委員会設置会社」が創設されました。2015年5月に改正会社法が施行された後、現在までに全上場企業の6%にのぼる240社以上が監査等委員会設置会社へ移行又は移行を表明しており、今後も増え続けることが予想されます。

今回は「監査等委員会設置会社」の特徴やメリットを、すでに移行した企業での運用状況を交えながら紹介します。

II. 監査等委員会設置会社の特徴

監査等委員会設置会社は、取締役会の監督機能の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役を複数置くことで業務執行と監督の分離を図りつつ、そのような社外取締役が、監査を担うとともに、経営者の選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能を果たすことを意図した制度です。

すなわち、取締役会での議決権を持つ監査等委員が、業務執行を行う他の取締役と同等の立場で、ガバナンス遵守状況

につき発言・監督することを可能とした制度とえます。監査等委員会設置会社の特徴をまとめたのが下記です。

- 監査役は置かれず、監査等委員が監査を担う。
- 監査等委員会は、監査等委員である取締役3名以上（いずれも非業務執行者）で構成され、過半数は社外取締役であることを要する。ただし、常勤者は不要。
- 任期は2年で短縮不可。一方、監査等委員以外の取締役の任期は1年。
- 株主総会において、次の事項につき、監査等委員会の意見を述べるができる。これにより、監査役と同等の身分保障及びそれを担保するための権限を付与。
 - 監査等委員以外の取締役の選任、解任又は辞任
 - 監査等委員以外の取締役の報酬等

III. 他の機関との比較

監査等委員会設置会社の特徴を他の機関と比較したのが下表です。監査役が存在しない点では指名委員会等設置会社に近いですが、監査等委員そのものの特徴は監査役と類似しており、中間のような位置づけであることが分かります。

【監査等委員会設置会社と他の機関との比較】

項目	監査等委員会設置会社	監査役会設置会社	指名委員会等設置会社
監査主体	監査等委員会	監査役会	監査委員会
構成	3名以上で過半数は社外取締役、常勤者は不要	3名以上で半数以上は社外監査役、常勤者が必要	3名以上で過半数は社外取締役、常勤者は不要
選任・選定	監査等委員以外の取締役とは別に株主総会で選任	取締役とは別に株主総会で選任	株主総会で選任された取締役の中から取締役会で選定
解任・解職	株主総会（特別決議）で解任	株主総会（特別決議）で解任	取締役会で解職
選任議案への関与	取締役会で決定、監査等委員会に同意権・提案権	取締役会で決定、監査役会に同意権・提案権	指名委員会で決定
選解任への意見	各監査等委員	各監査役	なし
任期	2年（短縮不可、他の取締役は1年）	4年（短縮不可、取締役は2年）	1年（取締役は一律1年）
報酬等の決定	総額：監査等委員以外の取締役とは別に定款又は株主総会で決定 個人：定款又は株主総会で決定しなければ監査等委員の協議	総額：取締役とは別に定款又は株主総会で決定 個人：定款又は株主総会で決定しなければ監査役の協議	総額：不要 個人：報酬委員会で決定
報酬等への意見	各監査等委員	各監査役	なし

は監査等委員会設置会社との類似を示しています

IV. 監査等委員会設置会社のメリットと導入状況

現在までに監査等委員会設置会社へ移行又は移行を表明した240社の中には、サントリー食品インターナショナルや野村不動産ホールディングスなどの業界大手から、KeePer 技研（マザーズ）やシーアールイー（東証二部）のように今年新規上場を果たした企業まで幅広く含まれています。

制度開始後わずか半年でここまで普及したのには、この機関設計が下記のメリットを有しているためでしょう。

(1) 社外役員の数

改正会社法の施行により、社外取締役を置いていない場合には、定時株主総会において説明することが求められるようになりました。また、2015年6月に公表されたコーポレートガバナンス・コードでは、少なくとも2名以上の社外取締役を選任すべきとの方針が示されています。

これらの要請を満たそうとすると、監査役会設置会社では、社外監査役と併せて最低4名の社外役員を選任を検討しなければならず、重複感・負担感があります。一方、監査等委員会設置会社の場合は社外取締役2名の選任で済みます。

上掲のサントリー食品は、改正会社法の施行と同時に監査役会設置会社から移行していますが、従来の監査役3名（うち2名は社外監査役）がそのまま監査等委員である取締役へ就任することで、社外取締役2名の要請を満たしています。

<監査役会>		<監査等委員会>
常勤監査役 A 氏	→	常勤取締役 A 氏
社外監査役 B 氏	→	社外取締役 B 氏
社外監査役 C 氏	→	社外取締役 C 氏

(2) 取締役への権限委任

取締役の過半数が社外取締役である場合、又は定款で定められた場合には、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができます。これにより、取締役会の負担を大幅に軽減し、迅速な意思決定が可能となります。

上掲のサントリー食品や野村不動産も、定款変更により、取締役へ権限委任できる旨を定めています。

【サントリー食品のコーポレートガバナンス報告書より】

取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を一層強化し、社外取締役の比率を高めるとともに、重要な業務執行の決定の全部または一部の取締役への委任を通じて取締役会における迅速な意思決定を実現することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的とし、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しています。

(3) 常勤者は不要

それぞれが監査権限を有する監査役とは異なり、監査等委員会が監査権限を有し、その委員である取締役は会社の内部統制システムを活用して組織的に監査活動を行うことが想定されています。そのため、常勤者は不要となっています。

ここで注意しなければならないのは、指名委員会等設置会社ではありますが、同じく委員会形式で組織監査を行っていた東芝において、監査委員がいくつかの不適切会計の存在を認識できていなかったことです。すなわち、東芝のように経営者や内部統制をコントロールできる地位にいる者が不適切会計を主導した場合、会社の内部統制システムが無効化されてしまうのです。内部統制システムが有効に機能している限り、これを活用した監査は非常に効果的・効率的ですが、内部統制が無効化されるリスクを想定しておく必要があります。

(4) 他の委員会は不要

上記(1)~(3)は指名委員会等設置会社にも当てはまりますが、この制度では監査を担う「監査委員会」の他に、取締役候補者を選定する「指名委員会」と報酬を決定する「報酬委員会」を設置する必要があります。そして各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければなりません。このように社外役員に人事や報酬を委ねる点で抵抗感があるとされ、現在でも東芝や東京電力など60社あまりしか導入していません。

監査等委員会設置会社では、監査等委員会以外の委員会の設置は不要であり、より選択しやすい制度といえます。

(5) 任期

任期は2年であり、監査役の4年と比べて柔軟に改選できる制度となっています。一方で、任期が短すぎると監査の実効性が損なわれる点も考慮し、指名委員会等設置会社における監査委員の1年よりは長く設定されています。

V. おわりに

現状の実務において、社外取締役の存在感は非常に増してきており、監査等委員会設置会社は導入メリットの大きい制度といえます。しかし、メリットを享受するため形式的に導入し、その結果ガバナンスが上手く機能しないのでは本末転倒です。組織構成や人材に合致し、その機能を実質的かつ十分に発揮できる機関を選択・運用することが何より重要です。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>